

秋田県週休2日制工事に関する港湾空港課運用

秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、港湾空港課の運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条(2)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。
＜現場閉所困難工事の例＞
 - ・港湾・空港等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事
 - ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））
- 2 要綱第2条(3)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
 - ①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ②工事全体を一時中止している期間
 - ③夏期休暇3日間、年末年始休暇6日間
 - ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所の確認方法
発注者は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
完全週休2日（土日）において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日（土日）を達成したものとみなす。
なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- 2 交替制の確認方法
発注者は、受注者に対し、別紙3-1「履行報告書」に別紙3-2「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
完全週休2日交替制において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日交替制を達成したものとみなす。
なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

（港湾工事における対象工事及び発注方式）

- 1 発注者は、全ての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。
- 2 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、受注者希望型において、週休2日又は交替制による取組ができるものとする。

◎：原則、○：選択

分類 選定要件	指定の有無	月単位の週休2日 (現場閉所)	月単位の週休2日 (交替制)
現場閉所が 可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が 困難な場合	受注者希望型	○	○

- 3 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は交替制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。
- 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書(条件明示)に、週休2日制工事であること(発注者指定型又は受注者希望型)を明示するものとし、記載内容は別紙1-1のとおりとする。
- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

(空港土木請負工事積算基準を適用する工事における対象工事及び発注方式)

- 6 発注者は、全ての工事を対象に、完全週休2日(土日)工事により発注することを原則とする。

(1) 完全週休2日(土日)

受注者が、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日は必須)

- 7 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、完全週休2日交替制工事により発注することを原則とする。

(1) 完全週休2日交替制

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日交替制は必須)

◎：原則、○：選択

分類 選定要件	指定の有無	完全週休2日(土日) 月単位の週休2日 通期の週休2日 (現場閉所)	完全週休2日(土日) 月単位の週休2日 通期の週休2日 (交替制)
現場閉所が 可能な場合	完全週休2日 (土日)工事	◎	—
現場閉所が 困難な場合	完全週休2日 交替制工事	—	◎

- 8 完全週休2日(土日)工事及び完全週休2日交替制工事において、受注者は工事着手前に週休2日の取組について監督職員と協議するものとする。
- 9 発注者は、特記仕様書及び現場説明書(条件明示)に、週休2日制工事であること(週休2日又は交替制)を明示するものとし、記載内容は別紙1-2のとおりとする。
- 10 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施す

ることが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

（航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における対象工事及び発注方式）

- 1 1 「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」によるものとする。
- 1 2 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。

要綱第5条関係（工事成績評定）

- 1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。
なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 2 要綱第5条の【完全週休2日（土日）評価対象項目】「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、③についても同様とする。
- 3 要綱第5条の【完全週休2日交替制評価対象項目】「②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。」について、「施工計画書に定めた基本方針」とは、交替制による休日確保のためのルール・仕組みを計画するものであり、対象者や交替勤務のルール、情報共有の方法などを明記したものである。また、③についても同様とする。

要綱第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

（港湾工事における工事費の積算）

- 1 港湾工事における積算は、以下のとおりとする。
 - （1）発注者指定型
当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、その補正係数を除した変更とし、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
 - （2）受注者希望型
当初予定価格は月単位の週休2日の補正係数は考慮しない。
なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
 - （3）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1による。
 - （4）市場単価の補正係数は別表2による。
 - （5）秋田県週休2日制工事の補正における端数処理は別表6による。

（空港工事における工事費の積算）

- 2 空港土木請負工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする。
 - （1）完全週休2日（土日）
当初予定価格は完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のもの又は、完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休2日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日の補正

係数に変更し、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
月単位の週休 2 日が未達成のものについては、月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

(2) 完全週休 2 日交替制

当初予定価格は完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は、完全週休 2 日交替制の取組を希望しないもの（完全週休 2 日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更し、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休 2 日交替制が未達成のものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

(3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表 3 による。

(4) 市場単価の補正係数は別表 4 による。

(5) 土木工事標準単価の補正係数は別表 5 による。

(6) 秋田県週休 2 日制工事の補正における端数処理は別表 6 による。

3 航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする

(1) 「秋田県週休 2 日制工事に関する営繕課運用」によるものとする。

(2) 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。

要綱第 8 条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ⅰ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休 2 日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙 2-1、2-2、3-1、3-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 5 日港－416 一部改正）

- 1 この運用は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この運用による改正後の秋田県週休 2 日制工事に関する港湾空港課運用の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

別表 1 港湾工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

(1) 現場閉所及び交替制

	通期の週休 2 日工事 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日工事 (4 週 8 休以上)
労務費	補正なし	1.02
共通仮設費率		1.02
現場管理費率		1.03
現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上

別表 2 港湾工事における市場単価の補正係数

名称		現場閉所 月単位	交替制 月単位
1	底面工	1.01	1.01
2	マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	1.00
3	支保工	1.02	1.02
4	足場工	1.01	1.01
5	鉄筋工	1.02	1.02
6	吊鉄筋工	1.02	1.02
7	型枠工	1.02	1.02
8	コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1.02	1.02
	コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1.02	1.02
9	止水板工	1.02	1.02
10	上蓋工	1.02	1.02
11	伸縮目地工	1.01	1.01
12	係船柱取付	1.02	1.02
13	防舷材取付	1.02	1.02
14	車止・縁金物取付	1.02	1.02
15	係船柱撤去	1.02	1.02
16	防舷材撤去	1.02	1.02
17	車止撤去	1.02	1.02
18	電気防食取付	1.02	1.02
19	防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.02	1.02
20	防砂目地板取付工 (水中施工)	1.02	1.02
21	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.02	1.02
22	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1.01	1.01
23	ペトロラタム被覆	1.02	1.02
24	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.02	1.02
25	現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.02	1.02
26	かき落とし工	1.02	1.02
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01	1.01
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.01	1.01
29	灯浮標設置・撤去	1.01	1.01
30	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00	1.00
	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.02	1.02
31	異形ブロック製作 型枠工	1.02	1.02
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02	1.02
	異形ブロック製作 給熱養生	1.01	1.01

別表 3 空港工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

(1) 現場閉所

	通期の週休 2 日工事 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日工事	完全週休 2 日 (土日) 工事
労務費	補正なし	1.02	1.02
共通仮設費率		1.01	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

(2) 交替制

	通期の週休 2 日工事 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日 交替制工事	完全週休 2 日交替制工事
労務費	補正なし	1.02	1.02
現場管理費率		1.02	1.03
休日率	28.5%以上	28.5%以上	28.5%以上

別表 4 空港工事における市場単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)	月単位	完全週休 2 日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

別表５ 空港工事における標準単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日 (土日)	月単位	完全週休２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

別表 6 秋田県週休 2 日制工事の補正における端数処理

「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する港湾空港課運用」により、週休 2 日補正をかける際の端数処理は次によるものとする。

(港湾工事)

1 適用積算基準

港湾請負工事積算基準により積算するものに適用する。

2 端数処理

2-1 労務費

- ・労務単価① = 労務単価 × 割増賃金係数 × 週休 2 日補正係数
端数処理：整数 2 位止め（整数第 1 位四捨五入）

2-2 市場単価

- ・市場単価① = 補正前市場単価
- ・市場単価② = 市場単価① × 単価補正（施工規模等補正）
端数処理：整数止め（少数第 1 位切り捨て）
※「鉄筋加工組立」は、小数第 2 位止め（小数第 3 位切り捨て）
- ・市場単価③ = 市場単価② × 週休 2 日補正係数
端数処理：整数止め（少数第 1 位切り捨て）

(空港工事)

1 適用積算基準

空港請負工事積算基準により積算するものに適用する。

2 端数処理

2-1 労務費

- ・労務単価① = 労務単価 × (1 + 冬期割増補正率)
端数処理：少数第 3 位止め（少数第 4 位四捨五入）
- ・労務単価② = 労務単価① × 夜間等の時間帯割増しに関する係数等
端数処理：少数第 3 位止め（少数第 4 位四捨五入）
- ・労務単価③ = 労務単価② × 週休 2 日補正係数
端数処理：少数第 3 位止め（少数第 4 位四捨五入）
- ・労務単価④ = 労務単価③
端数処理：整数止め（少数第 1 位四捨五入）

2-2 市場単価

- ・市場単価① = 補正前市場単価
- ・市場単価② = 市場単価① × 単価補正（施工規模等補正）
端数処理：少数第 2 位止め（少数第 3 位切り捨て）
- ・市場単価③ = 市場単価② × 週休 2 日補正係数
端数処理：少数第 3 位止め（少数第 4 位四捨五入）
- ・市場単価④ = 市場単価③
端数処理：少数第 2 位止め（少数第 3 位切り捨て）

2-3 土木工事標準単価

- ・土木工事標準単価① = 補正前土木工事標準単価
- ・土木工事標準単価② = 土木工事標準単価① × 単価補正（規格・仕様等補正）
端数処理：少数第 2 位止め（少数第 3 位切り捨て）
- ・土木工事標準単価③ = 土木工事標準単価② × 週休 2 日補正係数
端数処理：少数第 3 位止め（少数第 4 位四捨五入）
- ・土木工事標準単価④ = 土木工事標準単価③
端数処理：少数第 2 位止め（少数第 3 位切り捨て）

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目 (節)	内 容	
週休 2 日制工事の対象	発注者 指定型	- 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（発注者指定型）である。 - 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する港湾空港課運用」に基づき行うこと。
	受注者 希望型	- 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（受注者希望型）である。 - 受注者は、契約後速やかに、週休 2 日又は交替制の実施の有無について、監督員と協議すること。 - 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する港湾空港課運用」に基づき行うこと。

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他		
その他条件 (週休 2 日制工事)	発注者 指定型	- その他の条件は次のとおりです。 - 本工事は、週休 2 日を推進するため、月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）を実施する工事である。又、本工事は月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に関する港湾空港課運用」によるものとする。 - 工期内において、月単位の週休 2 日に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。4 週 8 休に満たない場合は補正は行いません。
	受注者 希望型	- その他の条件は次のとおりです。 - 本工事は、週休 2 日を推進するため、週休 2 日又は交替制を希望する工事である。なお、週休 2 日の補正は行っていません。 - 工期内において、現場閉所及び休日の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に関する港湾空港課運用」によるものとする。

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目 (節)	内 容	
週休 2 日制工事の対象	完全 週休 2 日 (土日)	- 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（完全週休 2 日（土日））である。 - 受注者は、完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 - 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に關する港湾空港課運用」に基づいて実施するものとする。
	完全 週休 2 日 交替制	- 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（完全週休 2 日交替制）である。 - 受注者は、完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 - 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に關する港湾空港課運用」に基づいて実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他

10 その他		
その他条件 (週休 2 日制工事)	完全 週休 2 日 (土日)	- その他の条件は次のとおりです。 - 本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日（土日）を実施する工事であり、完全週休 2 日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に關する港湾空港課運用」によるものとします。 - 工期において、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休 2 日が未達成の場合は補正は行いません。
	完全 週休 2 日 交替制	- その他の条件は次のとおりです。 - 本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日交替制を実施する工事であり、完全週休 2 日交替制の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に關する港湾空港課運用」によるものとします。 - 工期において、完全週休 2 日交替制が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休 2 日交替制が未達成の場合は補正は行いません。